

# 令和7年度 杉並区介護保険サービス事業者集団指導 運営指導における主な指摘事項

小規模多機能型居宅介護



杉並区 保健福祉部 介護保険課  
令和8年3月13日～31日

# 【目次】

## 令和7年度運営指導における主な指摘事項

(1) 居宅サービス計画の作成	.....	3ページ
(2) 小規模多機能型居宅介護計画の作成	.....	9ページ
①小規模多機能型居宅介護計画の作成		
②利用者の多様な活動の確保		
(3) 具体的取扱方針〔*過去の指摘事項〕	.....	13ページ
①サービス提供していない日の関わり		
②運営推進会議での評価		
(4) 地域との連携等	.....	16ページ
(5) その他の指摘事項	.....	17ページ

# 主な指摘事項（１）居宅サービス計画の作成

## ●指導での指摘事項

- ・居宅サービス計画作成にあたり、区条例第15条各号に掲げる具体的取扱方針に沿って行っていなかった。

## ●具体的な指摘事項

### アセスメント

- ・アセスメントについて、利用者の状態把握が不十分であり、利用者の課題が把握できていなかった。
- ・アセスメントの際に、利用者の居宅を訪問していなかった。
- ・居宅サービス計画作成後に、アセスメントを実施していた。
- ・居宅サービス計画が、アセスメントの結果に基づき作成されたものか確認できなかった。

### 計画の作成

- ・区分変更の際に、必要に応じた居宅サービス計画を作成していなかった。

### サービス担当者会議

- ・サービス担当者会議を開催する際、一部のサービス担当者を招集せず、照会も行っていなかった。

### 利用者同意

- ・居宅サービス計画原案について、利用者の同意を得ているか確認できなかった。

### 福祉用具

- ・福祉用具貸与を計画に位置付ける際に、利用の妥当性について検討していなかった。
- ・福祉用具を継続利用する際に、専門的意見の聴取を行うとともに検証していなかった。

### モニタリング

- ・1月に1回、訪問によるモニタリングを行っていなかった。



# 主な指摘事項（1）居宅サービス計画の作成

## ●居宅サービス計画と小規模多機能型居宅介護計画の作成の目的

- ▶ **小多機の介護支援専門員は、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が通常行っている業務を行う**必要があります。
- ▶ 居宅サービス計画と小規模多機能型居宅介護計画の違いを整理してみましょう。

	居宅サービス計画	小規模多機能型居宅介護計画
計画の種類 ※特徴	居宅における介護サービス全体を調整する <b>総合的なケアプラン</b> ※利用者の生活全体を見据えた「全体設計」	小規模多機能型居宅介護事業所が作成する <b>事業所内の個別サービス計画</b> ※小規模多機能型居宅介護の特性を活かした 「実施計画」
目的	利用者が居宅で自立した生活を継続できるよう、複数事業所・複数サービスを横断的に調整して適切に組み合わせ、計画的にサービス提供するため。	「通い・訪問・宿泊」を柔軟に組み合わせ、1つの事業所で包括的にサービスを提供し、利用者の日常生活を一体的・継続的に支援するため。
計画に位置付けられるサービス	訪問看護、通所リハ、短期入所、福祉用具貸与・購入、 <b>小規模多機能型居宅介護</b> 、住宅改修等。 ※小規模多機能型居宅介護も1サービスとして位置付け	「通い・訪問・宿泊」の各サービス、地域の活動への参加。

# 主な指摘事項（1）居宅サービス計画の作成

## ●アセスメントについて

- ▶利用者の望む生活につながる計画を作るには、適切なアセスメントがカギです。
- ▶以下は**介護支援専門員A**と**介護支援専門員B**のアセスメント例を比較してみました。

介護支援専門員Aのアセスメント例

項目	介助程度	実行状況、残存能力と課題
掃除	一部介助	できる範囲で行う。
買い物	一部介助	近所でできている。 重たいものは通販や配達を利用。
調理と片付け	一部介助	できる範囲で行う。 近所と娘の援助あり。
洗濯	自立	
外出	一部介助	電車での移動は要介助。
金銭管理	一部介助	基本娘が管理し、小遣い程度を本人が管理。
服薬状況	一部介助	のみ忘れがあり。

介護支援専門員Bのアセスメント例

項目	介助程度	実行状況、残存能力と課題
掃除	ほぼ自立 (体調不良時のみ支援必要)	キレイ好きの主婦。腰痛で掃除機操作は不可だが、棚拭きモップと床用掃除ワイパーを使い、できる範囲でほぼ毎日自宅内を掃除している。浴室掃除ができないため、近所の銭湯で1日置きに入浴。庭の草むしりやゴミ出しが大変で困っている。うつ症状が悪化すると、掃除をしなくなる。体調不良時の支援が必要。
買い物	一部介助	徒歩5分のスーパーへカートを引いて総菜やパン等軽い物を買に行く。買い物は習慣で、週2～3回だが、体調不良時は出かけない。米等の日用品は娘が通販等で購入し、本人宅へ配送させている。状態不安定時の買い物支援の確立が必要。
調理と片付け	一部介助 (体調不良時のみ支援必要)	料理にこだわりがなく、好きでも得意でもない。通常は、炊飯、みそ汁、魚を焼く程度はするが、出来合いの総菜も利用。片付けも問題ないが、気分が落ち込むとできなくなる。近所の友人が支援することもある。他県に居住の娘が仕事を休んで支援に来るが、頻繁には難しく、本人も迷惑をかけたくないと言っている。近所の友人、娘の支援はつなぎつつ、介護の負担が大きくなりすぎないように配慮する必要がある。
洗濯	一部介助	洗濯機で洗い、胸の高さの物干しに干している。取込、畳みも問題ないが、気分が落ち込むと一切できない。季節もののクリーニングはまとめて娘が来訪時に出している。キレイ好きだが、シーツの洗濯干しが大変で、困っている。
外出	一部介助	徒歩圏内のクリニック、近所の友人宅、スーパーには一人で出かける。以前は町会のバスハイクに友人と参加して楽しんでいたが、うつ状態になることを懸念して参加していない。電車移動は漠然と不安あり、娘か友人と一緒にいれば可能。体調不良時の閉じこもり防止の検討が必要。
金銭管理	一部介助	1年前に通帳の紛失があり、預金等は他県在住の娘が管理し、生活費専用口座の残高を確認しては必要額を入金、うつ症状があると使途不明金が出現し、困っている。信頼できる身近な金銭管理が必要。
服薬状況	一部介助	降圧剤とうつの薬を処方されている。娘が来訪時に2割程度の薬が余っているのを見つけ心配している。適切な服用への支援が必要。残薬の管理が必要。

- ・アセスメントは計画作成の根拠となる大切なものであり、その人らしい生活を支援していくために不可欠なものです。利用者の強み、困りごと、環境などから日常生活全般における課題を把握します。

# 主な指商事項（1）居宅サービス計画の作成

## ●アセスメントからサービスを検討する

項目	介助程度	実行状況、残存能力と課題
掃除	ほぼ自立 (体調不良時のみ支援必要)	<u>キレイ好きの主婦</u> 、腰痛で掃除機操作は不可だが、棚拭きモップと床用掃除ワイパーを使い、できる範囲でほぼ毎日自宅内を掃除している。浴室掃除ができないため、近所の銭湯で1日置きに入浴。 <u>庭の草むしりやゴミ出しが大変で困っている</u> 。うつ症状が悪化すると、掃除をしなくなる。体調不良時の支援が必要。

強み・意向

キレイ好き

困りごと

庭の草むしりができない

原因

腰痛

課題の解決のための支援を検討

腰痛が悪化しない程度に掃除洗濯をする	2025.4.1 ～ 2025.9.30	玄関前でのゴミ収集	ふれあい収集(ゴミ・資源回収)
		床用掃除ワイパーを使って掃除をする	本人(体調を考慮する)
	<u>春と夏の庭の草むしり</u>	<u>シルバー人材センター</u>	
	定期的な掃除機がけ	○ 小規模多機能(訪問：水)	

家族や地域の支援、介護サービスの活用を検討し、提案します

# 主な指摘事項（1）居宅サービス計画の作成

## ●目標設定とサービス内容を決定

- ▶ 日常生活全般における解決すべき課題に対し、到達すべき目標を設定します。
- ▶ 目標達成のために必要なサービスを決定し原案を作成します。

### 介護支援専門員Bが作成した居宅サービス計画

ニーズ	長期目標	期間	短期目標	期間	サービス内容	※	サービス種別	頻度
腰痛や、気分の落ち込みがあるが、友達や近所の人と楽しく一人暮らしを続けたい	近所の友人と自宅を歩き来して、元気に暮らし続けたい	2025.4.1 ～ 2025.12.31	友人宅まで歩ける健康状態を保つ	2025.4.1 ～ 2025.9.30	友人宅に行ける健康状態を保つ。（受診・服薬）		本人（服薬は毎日）	月2回
					血圧などの持病を安定させる。		〇〇クリニック（外来）	月2回
					薬を管理して、飲みすぎ、のみ忘れを予防する	○	居宅療養管理指導（薬剤師）	月2回
					定期的な機能訓練で身体を丈夫に保つ	○	小規模多機能（通い：月火金）	週3回
					配食サービスで確実な栄養摂取		△△配食サービス(月金夕食)	週2回
					お互いの家を行き来する		本人、友人の荻窪さん	週1～2
					玄関手すり設置による外出時の転倒不安解消	○	住宅改修	施工済
物忘れやうっかりミスから生活費を守りたい	年金と預金をしっかり管理したい	2025.4.1 ～ 2025.12.31	計画的にお金を遣う	2025.4.1 ～ 2025.9.30	全般的な管理		長女	年中
					日々の生活費の管理		地域福祉権利擁護事業(社協)	月2回
腰痛等で家事が大変だが、家の内外はキレイにして、町内の人にも安心してもらいたい	清潔に片付いた家で気持ちよく暮らしたい	2025.4.1 ～ 2025.12.31	腰痛が悪化しない程度に掃除洗濯をする	2025.4.1 ～ 2025.9.30	玄関前でのゴミ収集		ふれあい収集(ゴミ・資源回収)	週4回
					床用掃除ワイパーを使って掃除をする		本人（体調を考慮する）	毎日
					春と夏の庭の草むしり		シルバー人材センター	年2回
					定期的な掃除機がけ	○	小規模多機能（訪問：水）	週1回
遠くで、仕事と家事を頑張る娘に負担をかけず、親として応援をしたい	娘が安心して一人暮らしを続けたい	2025.4.1 ～ 2025.12.31	一人暮らしに自信を持ちたい	2025.4.1 ～ 2025.9.30	昼13時のテレビ体操で、身体を丈夫に保つ		本人（無理なくできる時）	
					安心して泊まれるところを確保する	○	小規模多機能（泊り）	必要時

# 主な指摘事項（２）小規模多機能型居宅介護計画の作成

## ① 小規模多機能型居宅介護計画の作成

### ● 指導での指摘事項

- ・ 利用者の心身の状況、希望、置かれている環境等の把握が不十分だった。
- ・ 必要時に計画を作成していなかった。
- ・ 計画について、具体的なサービスの内容が不十分だった。
- ・ 計画の作成にあたり、介護支援専門員が他の従業者と協議の上、計画を作成していなかった。

### 区条例・解釈通知

#### 【杉並区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例】（H25.3.5 杉並区条例第4号） （小規模多機能型居宅介護計画の作成）

第96条第3項 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の小規模多機能型居宅介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した計画（以下「小規模多機能型居宅介護計画」という。）を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行わなければならない。

#### 【指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について】（H18.3.31）第三の四の4(9)③

# 主な指摘事項（2）小規模多機能型居宅介護計画の作成

- ▶ 居宅サービス計画の作成後、小規模多機能型居宅介護で解決すべき課題について、介護支援専門員は他の従業者と協議の上、援助の目標及び目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した計画を作成します。
- ▶ 利用者の様態や希望を勘案し、通い・訪問・宿泊を組み合わせた適切な計画を作成してください。

介護支援専門員Aが作成した小規模多機能型居宅介護計画

目標	期間	サービス種別	サービスの内容	頻度
健康状態を保ち安全に暮らす	2025.4.1 ～ 2025.9.30	通い (月・火・金)	機能訓練	週3回
			バイタルチェック	
			服薬確認	
清潔な家で過ごす	2025.4.1 ～ 2025.9.30	訪問 (水)	できる部分の家事 (本人)	週1回
			できない部分の家事 援助(職員)	
安心して自宅で暮らし続けたい	2025.4.1 ～ 2025.9.30	必要時 (訪問)	困ったら泊まれる (必要時)	必要時
		必要時 (泊り)		

介護支援専門員Bが作成した小規模多機能型居宅介護計画

目標	期間	サービス種別	サービスの内容	頻度
友人宅まで歩ける健康状態を保つ	2025.4.1～ 2025.9.30	通い (月・火・金)	下肢筋力を維持するため、歩行訓練・腰痛防止の体操(本人・職員)	週3回
周りの人の役に立つ	2025.4.1～ 2025.9.30		リビングの掃除を他利用者と一緒に行う 机や家具の拭き掃除(本人)	
気分の落ち込みや体調の変化に気づけるようにする	2025.4.1～ 2025.9.30		体温・血圧測定や服薬の状況、仕草や表情確認し、変化の早期発見(本人・職員)	
少なくとも週1回は掃除洗濯をする	2025.4.1～ 2025.9.30	見守り(木・土)	服薬と状況確認の一人暮らし確認コール(職員)	通い・訪問の無い日
		訪問 (水)	モップとワイパーで掃除(体調が良い時本人) 掃除機かけ(職員) 手の届かないトイレ奥の拭き掃除(職員) 衣服、タオルの洗濯(本人) シーツなど大物の洗濯干し(職員)	週1回
自信を持って、自宅で一人暮らしを続けたい	2025.4.1～ 2025.9.30	必要時(訪問)	必要時の生活援助	必要時
		必要時(泊り)	必要時の食事、入浴、服薬の介助	
体調が悪い時も誰かとつながっていたい	2025.4.1～ 2025.9.30	その他 (相談支援)	困りごとは介護支援専門員に相談する(本人) 状態に応じた支援の変更(介護支援専門員)	常時

# 主な指摘事項（２）小規模多機能型居宅介護計画の作成

## ②利用者の多様な活動の確保

### ●指導での指摘事項

- ・地域における活動への参加機会の提供や、個々に適した利用者の多様な活動を確保するよう努めていなかった。

### 区条例・解釈通知

#### 【杉並区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例】（H25.3.5 杉並区条例第4号） （小規模多機能型居宅介護計画の作成）

第96条第2項 介護支援専門員は、次項に規定する小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会が提供されること等により、利用者の多様な活動が確保されるものとなるように努めなければならない。

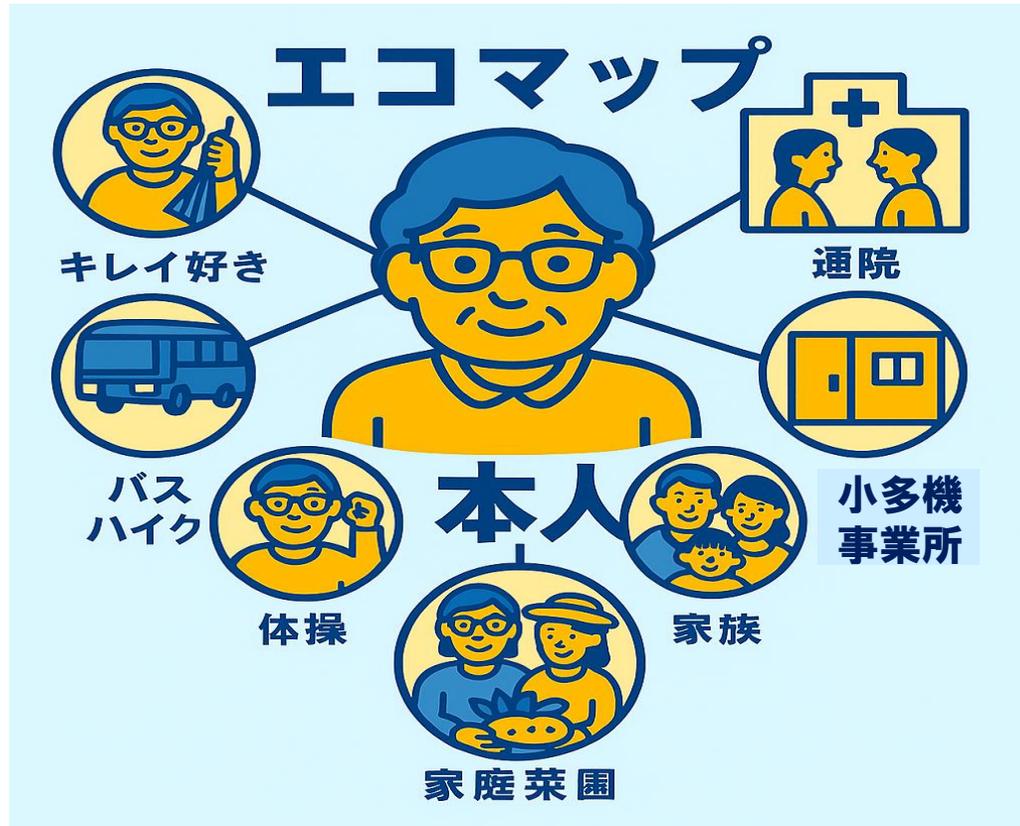
#### 【指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について】（H18.3.31）第三の四の4(9)②

第2項に定める「多様な活動」とは、地域の特性や利用者の生活環境に応じたレクリエーション、行事、園芸、農作業などの利用者の趣味又は嗜好（しこう）に応じた活動等をいうものである。

# 主な指摘事項（２）小規模多機能型居宅介護計画の作成

## ②利用者の多様な活動の確保

- ▶本人の望む生活に応えるためには、今までの生活のつながりを活かした地域の資源との協働が必要となります。地域で本人が望む暮らしを実現するために、多様な活動の確保に繋がられていますか。



### エコマップの作成

- ▶個人や家族を取り巻く人間関係・社会資源・生活環境などのつながりをひと目で把握できる図のこと

- ▶友人や知人との交流、顔見知りのお店での買い物、何かの課題により途切れてしまった趣味、本人が培ってきた地域との関係を断ち切ることなく、できる限り望む生活に近づける視点を持ちます。

# 主な指摘事項（3） 具体的取扱方針〔＊過去の指摘事項〕

## ① サービス提供していない日の関わり

### ● 指導での指摘事項

- ・ 利用者が通いサービスを利用していない日において、居宅での生活を支えるためのサービス提供が不十分であった。



▶ 従業者はサービス提供中に利用者のADLや日頃の様子をこまめに記録しておくことで、小さな変化にも早く気づけるようになります。

▶ サービス提供がない日・キャンセルになった日など関わりのない時間については、可能な限り、電話による見守りを含め、利用者に何らかの形で関わることを望ましいです。

● 杉並区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例 第92条第9号（具体的取扱方針）

● 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（H18.3.31）第三の四の4（5）⑧

介護支援専門員Bが作成した小規模多機能型居宅介護計画

目標	期間	サービス種別	サービスの内容	頻度
友人宅まで歩ける健康状態を保つ	2025.4.1～ 2025.9.30	通い (月・火・金)	下肢筋力を維持するため、歩行訓練・腰痛防止の体操（本人・職員）	週3回
周りの人の役に立つ	2025.4.1～ 2025.9.30		リビングの掃除を他利用者と一緒に 行う 机や家具の拭き掃除（本人）	
気分の落ち込みや体調の変化に気づけるようにする	2025.4.1～ 2025.9.30		体温・血圧測定や服薬の状況、仕草や表情確認し、変化の早期発見（本人・職員）	
		見守り（木・土）	服薬と状況確認の一人暮らし確認コール（職員）	通い・訪問の無い日
少なくとも週1回は掃除洗濯をする	2025.4.1～ 2025.9.30	訪問 (水)	モップとワイパーで掃除（体調が良い時本人） 掃除機かけ（職員） 手の届かないトイレ奥の拭き掃除（職員） 衣服、タオルの洗濯（本人） シーツなど大物の洗濯干し（職員）	週1回
自信を持って、自宅で一人暮らしを続けたい	2025.4.1～ 2025.9.30	必要時（訪問） 必要時（泊り）	必要時の生活援助 必要時の食事、入浴、服薬の介助	必要時
体調が悪い時も誰かとつながっていたい	2025.4.1～ 2025.9.30	その他 (相談支援)	困りごとは介護支援専門員に相談する（本人） 状態に応じた支援の変更（介護支援専門員）	常時

# 主な指摘事項（3） 具体的取扱方針〔\*過去の指摘事項〕

## ②運営推進会議での評価

### ●指導での指摘事項

- ・ほぼ毎日の宿泊及び週1回のみ利用の利用者について、運営推進会議に報告し評価を受けておらず、小規模多機能型居宅介護の提供が妥当適切に行われているのか確認できなかった。

### 区条例・解釈通知

#### 【杉並区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例】（H25.3.5 杉並区条例第4号） （指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針）

第92条第1号 指定小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流及び地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、妥当適切に行うものとする。

#### 【指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について】（H18.3.31）第三の四の4(5)① （指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針）

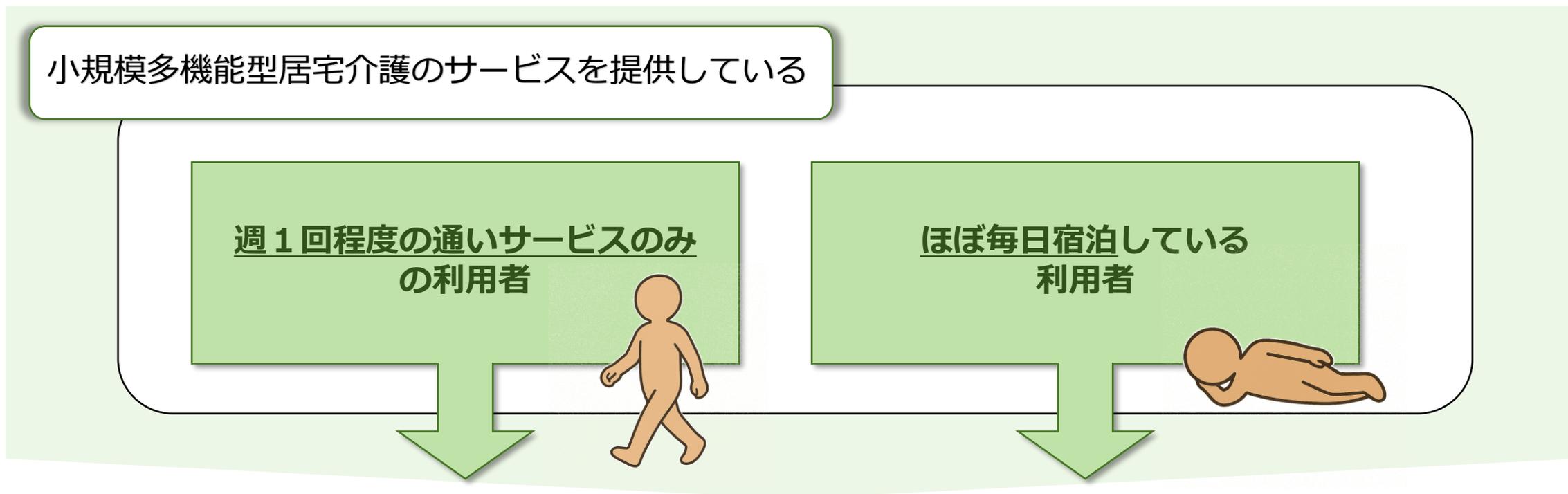
制度上は週1回程度の利用でも所定点数の算定は可能であるが、利用者負担等も勘案すれば、このような利用は必ずしも合理的ではなく、運営推進会議に通いサービスの回数等を報告し、適切なサービス提供であるかどうかの評価を受けることが必要となるものである。

指定小規模多機能型居宅介護は、通いサービスを中心として、利用者の様態や希望に応じて、訪問サービスや宿泊サービスを組み合わせてサービスを提供するという弾力的なサービス提供が基本であり、宿泊サービスの上限は設けず、重度の者であれば、運営推進会議に対し報告し、評価を受けることを前提として、ほぼ毎日宿泊する形態も考えられる。しかしながら、ほぼ毎日宿泊するような者が増え、他の利用者の宿泊に対応できないような状況になれば、他の利用者が適切にサービスが利用できるよう調整を行うことが必要となるものである。

# 主な指摘事項（3） 具体的取扱方針

## ②運営推進会議での評価

▶運営推進会議において適切なサービス提供かどうか評価をうけていますか。



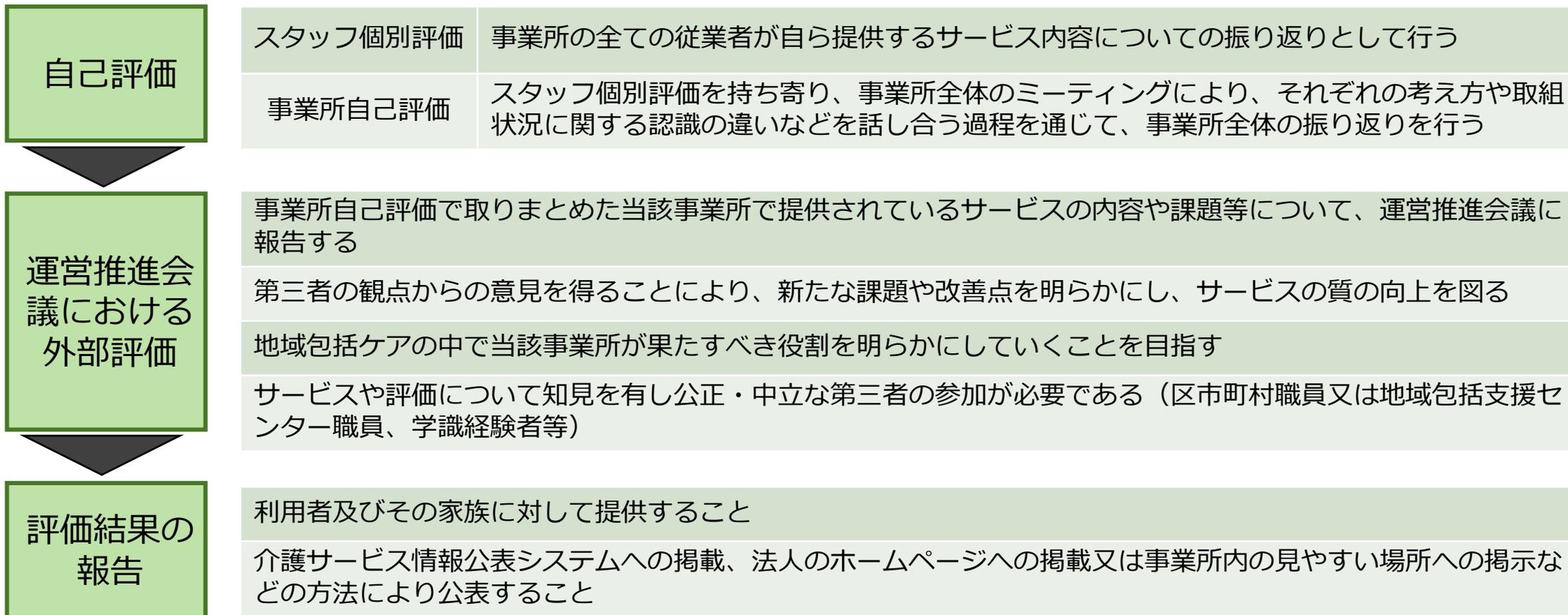
2月に1回以上、運営推進会議に対し**報告**し、**評価を受けること**が必要

▶対象者へのサービスの提供が妥当適切か、他の利用者へも適切にサービス提供が行えるか常に自己評価を行う。週1回程度の利用やほぼ毎日の宿泊などはその理由を記録に残す。

# 主な指摘事項（４）地域との連携等

## ●自己評価と運営推進会議における外部評価

▶ 1年に1回以上、自己評価と運営推進会議における外部評価を適切に実施していますか。



**参考通知▶** (厚労省通知H27.3.27) 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第3条の37第1項に定める介護・医療連携推進会議、第34条第1項（第88条、第108条及び第182条において準用する場合に限る。）に規定する運営推進会議を活用した評価の実施等について

## (5) 令和7年度 その他の指摘事項

項目	指摘事項
従業員の配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日ごとの「通いサービスの提供に当たる者」の配置が基準を満たしていない日があった。</li> </ul>
掲示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定通知書を掲示していなかった。</li> <li>・見やすい場所に重要事項を掲示していなかった。</li> <li>・重要事項をウェブサイトに掲載していなかった。</li> </ul>
秘密保持等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務上知り得た秘密の保持に関する措置を講じていない従業員がいた。</li> <li>・個人情報の利用について、あらかじめ文書により利用者及びその家族の同意を得ていなかった。</li> </ul>
衛生管理等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症予防及びまん延防止のための委員会をおおむね6月に1回以上開催していなかった。</li> </ul>
サービスの提供の記録	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提供したサービスの記録に未記載な部分があり、また利用者の心身の状況等の記録内容が不十分であった。</li> <li>・利用者の状況等必要な事項の記録（訪問サービスの内容）が不十分だった。</li> </ul>
看取り連携体制加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・算定要件を満たしていなかった。（死亡日の翌日以降も日数に含めていた）</li> </ul>
身体拘束廃止未実施減算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催していなかった。</li> </ul>
総合マネジメント体制強化加算 I	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民等、他の指定居宅サービス事業者が当該事業を行う事業所、他の指定地域密着型サービス事業者が当該事業を行う事業所等と共同で事例検討会、研修会等を実施していたことが記録上確認できなかった。</li> </ul>

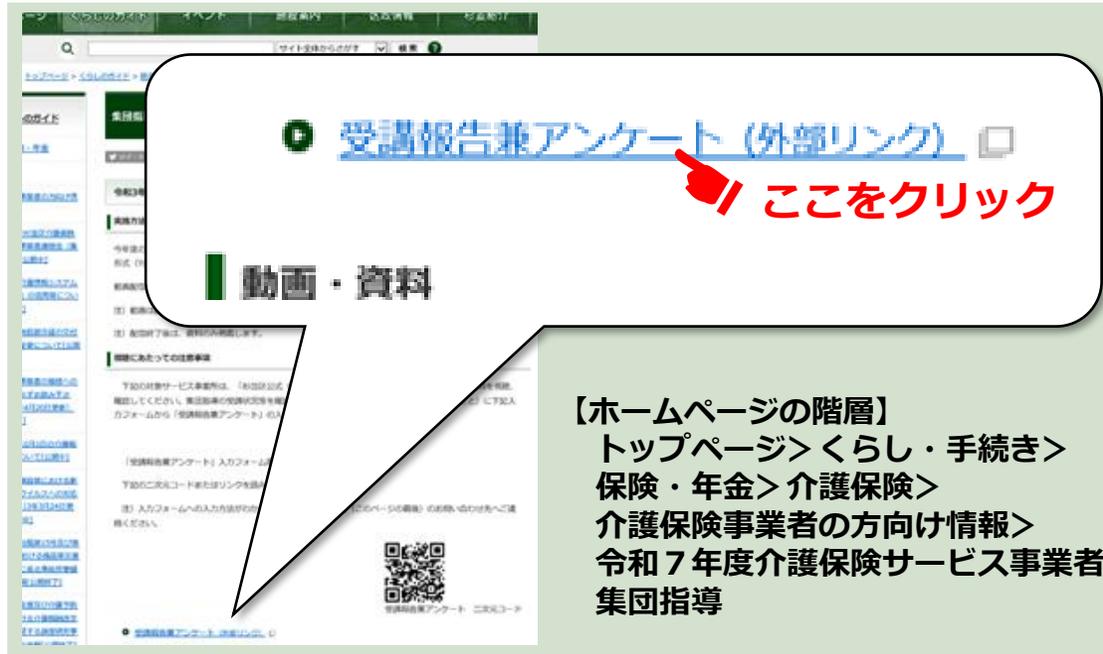
# 「受講報告兼アンケート」の入力のお願い

集団指導の受講状況等を確認するため、視聴後に事業所ごと（サービス種別ごと）に下記入力フォームから「受講報告兼アンケート」の入力をお願いします。

（注1）併設の事業者がある場合、それぞれのサービス事業所で回答してください。

（注2）管理者等が事業所内の回答・質問事項を取りまとめ、事業所として回答・質問してください（事業所で視聴した方全員が回答する必要はありません）。

## 区公式ホームページからアクセスする場合



**ここをクリック**

**動画・資料**

**【ホームページの階層】**  
トップページ>暮らし・手続き>  
保険・年金>介護保険>  
介護保険事業者の方向け情報>  
令和7年度介護保険サービス事業者  
集団指導

## 二次元コードを読み取ってアクセスする場合



受講報告兼アンケート 二次元コード

**入力期限：3月31日（火）まで**

ご視聴ありがとうございました。

制作・著作



杉並区